

京都市原子力災害時の広域避難支援要領

平成28年 3月31日制定

平成28年 4月 1日施行

(主旨)

第1 この要領は、「原子力災害に係る広域避難要領」(平成27年2月 京都府)に基づく広域避難を支援するための本市の業務及び体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2 広域避難における避難者の受入等を円滑に実施するため、京都市原子力災害時の広域避難支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。

2 支援本部は、原子力災害対策指針(平成24年10月31日 原子力規制委員会)の「警戒事態を判断するEAL(※)の枠組み」に基づき、関西電力株式会社が高浜発電所及び大飯発電所の防災業務計画に定めている警戒事態のEALに該当する事象が発生した場合に設置するものとする。

3 支援本部の本部長は、危機管理監とする。

※ EAL:緊急時活動レベル。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。

- ・EAL1(警戒事態):例)大地震(立地道府県で震度6弱以上)
- ・EAL2(施設敷地緊急事態):例)全交流電源喪失
- ・EAL3(全面緊急事態):例)冷却機能喪失

(支援本部の組織、業務等)

第3 支援本部の組織及び業務は表1のとおりとする。

2 支援本部の業務に従事する職員の配置人員については、京都市災害対策本部要綱別表第4による第2号体制に準じ、部等の課長級以上の職員全員とその他の職員若干人を基準とする。

(支援本部の閉鎖)

第4 原子力災害による災害対策本部が設置された場合、自動的に支援本部は閉鎖し、災害対策本部にそれまでの業務を引き継ぐ。

2 第2の2による警戒事態のEALに該当する事象が収束し、広域避難が行われなかった場合、支援本部は閉鎖する。

(支援チームの編成)

第5 広域避難に係る避難者の受入施設において、避難所の開設及び運営を支援するため、避難所運営支援チーム(以下「支援チーム」という。)を編成する。

2 支援チームの組織及び業務は表2のとおりとする。

3 支援チームの要員には本市職員及び舞鶴市職員をもって充てることとし、原則として次の体制により業務を実施するものとする。

なお、本市職員による支援期間は原則として避難所開設から3日間とし、4日目以降は舞鶴市職員による支援が円滑に実施されるよう適切に引継ぎを行うものとする。

区 分		1 日 目		2 日 目		3 日 目		4 日 目～	
		時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外
支 援 チ ー ム	総務・情報 支 援 担 当	①	②	①		①	②	☆	なし
	管 理 支 援 担 当	② ☆		☆		☆			
	保健衛生、救護・要配慮者 支 援 担 当	③ ④	③	④	④	③	③		
	食料・物資 支 援 担 当	⑤		⑤	⑤	②			
	計	6 人	2 人	4 人	2 人	4 人	2 人		
市・区（支所） 災害対策本部		連絡調整							
(参考)舞鶴市災害対策本部		連絡調整							

※1 ○数字＝京都市職員（①は支援チームのリーダー／課長級等） ☆＝舞鶴市職員（初日は1人／2日目以降の増員については、役割分担を含め、各避難所の運営状況に応じて調整）

※2 避難所開設初日については、支援チームの業務を開始した時刻、避難者の受付が完了した時刻等を考慮し、必要に応じて応援要員（余剰要員から選任）との交替を実施

4 支援チームの要員については、次のとおり各局及び区役所（支所を含む。）から選任するものとする。

(1) 初期対応要員

P A Z（予防的防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径5kmを目安とされる。）からの住民等の避難に対応するための要員（P A Zがない原子力施設の災害に対応する場合及びP A Zからの住民等の避難に対応した上で要員に余剰がある場合は、U P Zからの住民等の避難に対応）。

危機管理監は毎年度、各局（消防局を除く。以下同じ。）及び区役所（支所を含む。以下同じ。）の長に要請し、所属する職員（担当する業務について法令等に基づく人員配置基準が適用される職員を除く。以下「事態対応要員」について同じ。）から3名（京都市災害対策本部要綱別表第4に掲げる活動体制の第1号から3号までに該当する職員とし、うち、課長級職員1名を含む。）を選任する。

(2) 事態対応要員

U P Z（緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmを目安とされる。）からの住民等の避難に対応するための要員。

危機管理監は、関西電力株式会社が高浜発電所及び大飯発電所の防災業務計画に定めている警戒事態のE A Lに該当する事象の発生を確認したとき、行財政局長を通じて各局及び区役所の長に要請し、所属する職員から初期対応要員を除いた数に対し8パ

ーセントに相当する職員（京都市災害対策本部要綱別表第４に掲げる活動体制の第１号から３号までに該当する職員とし、うち、課長級職員１０パーセントを含む。）を選任する。

５ 支援チームの編成及び要員の招集時期については、次のとおりとする。

区 分	避難等の 判断基準	要員の選任，支援チームの編成・配置時期				
		平常時	EAL1 （警戒事態： 福井県内震度6弱以上等）	EAL2 （施設敷地緊急事態： 全交流電源喪失等）	EAL3（全面緊急事態）	
					放射性物質放出前 （冷却機能喪失等）	放射性物質放出後 （OIL1/OIL2）
P A Z （5 km 圏域）	全面緊急事態 （放射性物質放出前）	初期対応要員の選任 （毎年度当初）	受入予定施設の受入可否等確認	受入施設の選定 支援チームの仮編成 （要員の特定）	支援チームの編成 避難所への要員配置	
U P Z （30km 圏域）	全面緊急事態 （放射性物質放出後）		受入予定施設の受入可否等確認 事態対応要員の選任		受入施設の選定 支援チームの仮編成 （要員の特定）	支援チームの編成 避難所への要員配置
緊急事態における 各局・区の活動体制	高浜発電所	—	（原子力災害警戒本部） 広域避難支援本部		原子力災害による災害対策本部	
	大飯発電所	—	原子力災害警戒本部 広域避難支援本部	原子力災害による災害対策本部		

※１ OIL1＝住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（空間放射線量率 500 μ Sv/時）

OIL2＝住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準（空間放射線量率 20 μ Sv/時）

※２ 支援チームの編成及び要員の招集については、避難等の指示が発令された時点の各局・区（支所を含む。）の活動体制に応じた配置人員の中から、段階的に実施

（１）原子力災害警戒本部及び広域避難支援本部の配置人員

京都市災害対策本部要綱別表第４による第２号体制に準じ、部等の課長級以上の職員全員とその他の職員若干人を基準とした人数

（２）原子力災害による災害対策本部の配置人員

京都市災害対策本部要綱別表第４による第３号体制に準じ、部等の職員の２分の１程度を基準とした人数

６ 避難所における従事時間は午前８時３０分から午後５時１５分とする。

なお、施設管理上必要がある場合は、支援チーム要員のうち、本市職員２名を上記勤務時間外に配置するものとする。

（受入施設の決定及び支援チームの配備）

第６ 危機管理監は、避難等の指示の発令状況に応じて避難者の受入施設を決定し、支援チームを配備する。

２ 避難所に配備する支援チームの数は、次のとおりとする。

なお、避難所の運営状況に応じて、支援チームの追加配備又は、要員の増員を行う。

（１）収容可能人数が１，０００人未満の避難所

１チーム

（２）収容可能人数が１，０００人以上（避難元の地域が一つの小学校区内）の避難所

２チーム

（３）収容可能人数が１，０００人以上（避難元の地域が複数の小学校区内）の避難所

２チームに小学校区数を加えたチーム

(要員の資質の向上)

第7 危機管理監は、広域避難における避難所運営支援に係る業務を円滑に行うため、初期対応要員に選任された職員に対する訓練、研修等を実施する。

表1 支援本部の組織及び業務

1 構 成 員

本 部 長	危機管理監
本 部 員	産業戦略監 地球環境・エネルギー政策監 文化芸術政策監 監察監 観光政策監 子育て支援政策監 交通政策監 環境政策局長 行財政局長 総合企画局長 文化市民局長 産業観光局長 保健福祉局長 都市計画局長 建設局長 会計管理者 消防局長 交通局長 上下水道局長 市会事務局長 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 左京区長 右京区長 当番区長 その他、必要と認める者

※ 本部長が必要な構成員を招集することとする。

〈事務局：防災危機管理室〉

2 組織及び業務

区 分	業 務 内 容
本部事務局	1 支援本部の設置及び総合調整 2 支援本部会議の開催・運営 3 避難所の開設及び支援チームの編成・配備 4 各部との調整 5 関係機関との連絡調整 6 避難所に係る連絡調整
環境政策部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等 3 避難者の健康及び衛生管理，要配慮者の支援等
行 財 政 部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 要員の選任及び支援チームの編成
総合企画部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 避難所での生活における要配慮者への配慮 3 市民等からの問い合わせに対応する体制の整備
文化市民部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 備蓄物資，調達物資及び支援物資の避難者への供給 3 ボランティアの受入体制の確保
産業観光部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 飲食物，生活必需品等の調達・確保 3 避難バスの確保（避難中継所～避難所） 4 車両一時保管場所から避難所への移動手段の手配・案内
保健福祉部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等 3 避難者の健康及び衛生管理，要配慮者の支援等 4 ボランティアの受入体制の確保 5 府が実施する避難中継所設置への協力 6 府が実施する避難退域時検査及び除染への協力
都市計画部	1 本部事務局及び他の部の応援
建 設 部	1 本部事務局及び他の部の応援
消 防 部	1 府が実施する避難中継所設置への協力 2 府が実施する避難退域時検査及び除染への協力
教 育 部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（所管施設に限る） 2 本部事務局及び他の部の応援
交 通 部	1 緊急輸送体制の確立
上下水道部	1 本部事務局及び他の部の応援

区 本 部	1 受入予定施設に対する避難者の受入可否等の確認（部の所管施設を除く） 2 避難所に係る連絡調整 3 飲食物，生活必需品等の調整・供給 4 市民等からの問い合わせに対応する体制の整備 5 府及び舞鶴市が実施する二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数，世帯数及び各避難世帯の意向の把握への協力
-------	---

表 2 支援チームの組織及び業務

区 分	業 務 内 容
総 務 ・ 情 報 支 援 担 当	支援チームの総括，関係機関との連絡調整，各種情報の収集・伝達等
管 理 支 援 担 当	避難者の管理，施設の警備・利用管理等
保健衛生，救護・要配慮者 支 援 担 当	避難所の衛生環境の維持，避難者の健康管理，要配慮者の支援等
食 料 ・ 物 資 支 援 担 当	飲食物，生活必需品の調達・供給等

附則 この要領は，平成２８年４月１日から施行する。